

自由ヶ丘学園高等学校におけるハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自由ヶ丘学園高等学校におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号などに該当するものをいう。

- 一 セクシュアル・ハラスメント 教職員及び生徒が他の教職員、生徒及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が教職員、生徒を不快にさせる性的な言動
- 二 アカデミック・ハラスメント 教職員が権力関係を用いて、不適切または不当な言動を行い、これによって生徒が精神的及び身体的な面も含めて、就労及び学校生活において不利益又は損害をこうむること
- 三 パワー・ハラスメント 職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、又は雇用について不安を与えること。
- 四 その他のハラスメントとして、スクール・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、様々なハラスメントがあり、人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的や差別意識に基づく嫌がらせなどをハラスメント行為として位置づける。

(教職員及び生徒の責務)

第3条 教職員及び生徒は、本規程に従い、ハラスメントをしないように十分に配慮するほか、ハラスメントを排除するよう努めなければならない。

(教頭、事務長及び部長の責務)

第4条 教職員又は生徒を監督する地位にある教頭、事務長及び部長は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 一 日常の指導等により、ハラスメントに関し、教職員及び生徒の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること
- 二 教職員及び生徒の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること
- 三 ハラスメントの防止・排除に関する対策について、企画立案し、必要に応じて助言又は勧告等を行うこと。

(校長の責務)

第5条 校長は、ハラスメントの防止等のため、教職員及び生徒に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

- 一 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修を定期的を実施するものとする。
- 二 校長は、新たに教職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について

理解させるため、及び新たに教頭、事務長及び部長となった教職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

三 校長はハラスメントの防止に努めるとともに、相談窓口の担当を任命し、問題が生じた場合でも、報告しやすい環境を整備するよう努めなければならない。

四 校長はハラスメントに係る問題が生じた場合には、対策委員会を立ち上げ、迅速かつ適切に対処するよう努めなければならない。

(相談窓口)

第6条 教職員及び生徒のハラスメントに関する相談に対応するため、次の各号に掲げる相談窓口を置く。

一 教職員の場合 職員室から2名、事務室から1名、養護教諭、カウンセラー、学校医

二 生徒の場合 担任、学年主任、生活指導担当、養護教諭、カウンセラー

(相談窓口の業務)

第7条 相談窓口の担当は、ハラスメントに関する相談、ハラスメントの問題解決のための手続に関する相談、ハラスメントに関する相談内容を校長に報告を行う。

(対策委員会の立上げと業務)

第8条 対策委員会は、教職員及び生徒からハラスメントの申立てがあり、必要と認めるときは、その事実関係の調査に当たらせるため、事案ごとに組織する。

一 対策委員会は、校長が指名する者、3～5名をもって組織する。

二 対策委員会は、事実関係を調査する際には、原則として2人で対応し、同性の委員を同席させるよう努めるものとする。

三 対策委員会は、必要があると認めるときは、ハラスメントの内容により委員会以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

四 対策委員会は、調査、確認を行い、ハラスメントの事実関係について認定する。

五 対策委員会は、ハラスメントの手続きの認定結果について校長に報告する。

(プライバシー等への配慮及び守秘義務)

第9条 ハラスメントに関する問題解決に当たり、その手続に関わる者は、問題の当事者に係るプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(解決及び処分等)

第10条 校長は、ハラスメントに起因する問題の事実関係が確認された場合には、対策委員会の調査の基づき早急に解決を図るとともに、対策委員会の決定の内容により、当該ハラスメントを行った者が教職員の場合には、理事長と共に処分を行う。生徒の場合には校長の判断で処分を行う。被害者の就労上及び学校生活上の環境改善又は不利益の解消に必要な措置を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 教職員及び生徒は、ハラスメントに関する相談、申立て、調査への協力その他ハラスメントの防止等に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。